

道路法改正による管理者責務を果たすための支援について

東海部会提出
説明担当 瑞浪市

(理由)

平成25年度に道路法が改正され、平成26年7月1日に道路法施行規則の一部改正等が施行されたことに伴い、橋長2m以上の全ての橋りょう及びトンネル等重要構造物に対し、今後、5年に1回の近接目視による点検の実施が義務付けられた。

この改正を受け各市は、財政的余裕のない中、土木技術職員の確保もままならず、この点検を5年間で実施することは、非常に困難な状況である。

この状況を打開し、各市が道路管理者として責務を果たすための諸施策を実施するには、国の技術的及び財政的支援は必須のものである。

よって、この諸施策を実施するにあたっての国の確実な支援を強く要望する。